

# 京都議定書目標達成のための 国内制度の基本的な考え方

# 地球温暖化防止国際的取組スケジュール

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
京都議定書 第1約束 期間 関連事項		<b>第1ステップ</b>			<b>第2ステップ</b>			<b>第1約束期間(3条1項)</b>							
		京都議定書の 発効を目指す  COP8 10月23日～ 11月1日(開 催地は印が有 力11月24日ま でに協議、次 回ビューロー 会合で決定予 定)	第1回 議定書 締約国会合 COP/moP1 (予定)			2005年まで に約束の達成 に当たり 明らかな進 捗の実現 (3条2項)			日本は、2008年から 2012年の間の温室効果 ガス排出量を、基準年 に比べて6%削減						
		<b>イギリス排出量取引制度</b>			<b>EU排出量取引制度(試行)</b>			<b>EU排出量取引制度</b>							
京都議定書 第2約束 期間				議定書全般 の見直しを COP/moP2 で実施	先進国の第 2約束期間 の約束に関 する国際交 渉を第1約 束期間の終 了7年前 (2005年末) までに開始 (3条9項)								[ 第2約束期 ]		
米国		中間選挙 米EU協議 日米ハイレベル協議(継続)		大統領 選挙		中間選挙		大統領 選挙	中間選挙		大統領 選挙		中間選挙		
途上国	COP7で次の決定 3つの基金の設立 ・特別気候変動基金 ・最貧国基金 ・京都議定書適応基金 最貧国基金へのガバナンス 最貧国専門家グループ設立 国別適応行動計画準備指針	IPCC第3次 報告ワーク ショップを 開催し、 第16回補助 機関会合に 報告 (COP8前)													
その他 関連事項		ヨハネス ブルクサミッ ト (9月2日)					IPCC第4 次報告 (2007年 が有力)								

# 国内施策の検討に当たっての基本的な考え方

グローバルな視点

## 地球温暖化防止への挑戦は、21世紀最大の課題の一つ

### 京都議定書の確実な実行

温暖化防止のための取組の重要な第一歩として、京都議定書を発効。

### 世界的規模で対応

地球温暖化防止のためには、アメリカ・途上国を含むすべての国が温室効果ガスの削減に努めることが必須

### 地球温暖化対策の時代に対応できる社会経済の構造改革

人々のライフスタイルの変革  
温暖化対策の世界市場の成立  
・温暖化対策技術  
・京都メカニズムの世界市場

温暖化防止のための取組は、京都議定書の第1約束期間(2008年~2012年)で終わる。長期的視野で対応 3年以降も取り組んでいく必要がある。

構造改革の最中の変革期にある日本

21世紀の地球温暖化対策の時代に対応する新しいライフスタイル・社会経済システムを世界に先駆けて実現

簡素で質の高い  
ライフスタイル

「環の国・日本」循環型社会の形成・自然との共生等と相まって新しい日本を形成

環境技術の開発・普及、市場メカニズムの活用による経済の活性化 世界への優位性の確保

新しいビジネスチャンス

京都議定書に定められた目標達成のための国内制度

# 地球温暖化対策のための基盤整備

## 基本的考え方 対策の柔軟な見直し

国は、各主体の取組の進捗状況を定期的にフォローアップ・政策評価を行い必要な施策を柔軟に打ち出していく。

温室効果ガス削減のための  
国・地方公共団体の計画の策定  
目標達成に向けた各主体毎の取組  
国等の施策の具体的道筋

## 基本的考え方 実効性の高い取組の実施

各主体が創意工夫を活かし、温室効果ガス削減の効果が確実に見込める費用対効果の高い取組を進めることが重要。  
このような取組を促すため、国は、予算、税制、法制、市場メカニズムの活用の仕組みづくり等各種施策を計画的に講じる。

PLAN

## 国等の施策の実施

各主体毎の取組の実施

DO

国等の施策の段階的な  
導入・実施

対策のマネージメント

## 基本的考え方 正確性・透明性・客観性の確保

各主体が、正確で科学的、客観的な情報の把握のもと、それぞれが温暖化防止のためにできることに最大限取組むことが重要。  
そのためには、各主体の取組状況の透明性を高め、相互に励行し合うことが重要。

各主体それぞれの取り組みに対する社会の信頼性確保

CHECK

## 温室効果ガスの排出量の把握

マクロレベル（各種統計等による排出量モニタリングの仕組み）  
ミクロレベル（各主体毎の排出量の公表の仕組み）

## 国等の施策・各主体毎の取組の実施状況の評価

（第三者による評価の仕組みも活用）

ACTION

国等の施策の改善・見直し  
各主体毎の取組の改善・見直し

# 今後の国内施策の導入ステップ

